

令和 3 年

司法統計年報概要版

4 少年編

ANNUAL REPORT OF JUDICIAL STATISTICS

OVERVIEW VERSION

FOR

2021

VOLUME 4 JUVENILE CASES

令和 4 年 8 月

AUGUST, 2022

最高裁判所事務総局

GENERAL SECRETARIAT, SUPREME COURT

本概要版は、令和3年中に全国の裁判所が取り扱った事件の裁判統計報告を集計整理し、収録した司法統計年報のうち、4少年編の概要を記したものである。

## 第1 少年事件の全事件

少年事件の新受人員は、令和3年は4万6978人であり、令和2年と比較すると、11%の減少を示している（表1）。

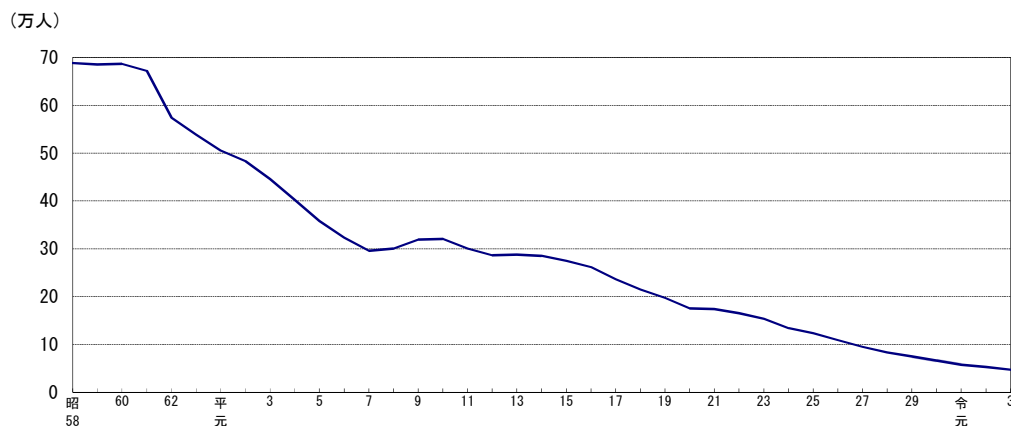
なお、昭和58年以降の新受人員の推移は図1のとおりである。

表1 少年事件の新受人員の構成比及び前年比

事 件 の 種 類	令和2年	構成比(%)	令和3年	構成比(%)	前年比(%)
総 数	52 765	100.0	46 978	100.0	89.0
一 般 保 護	38 547	73.1	34 472	73.4	89.4
道 路 交 通 保 護	12 938	24.5	11 401	24.3	88.1
そ の 他	1 280	2.4	1 105	2.4	86.3

注) その他は、準少年保護事件等の人員である。

図1 少年事件の新受人員の推移



## 第2 一般保護事件

### 1 新受・既済・未済人員数

一般保護事件の新受人員は、令和3年は3万4472人であり、令和2年と比較すると、10.6%の減少を示している（表1）。

なお、昭和58年以降の新受人員の推移は図2、新受・既済・未済人員の最近5年間の推移は表2、図3のとおりである。

図2 一般保護事件の新受人員の推移

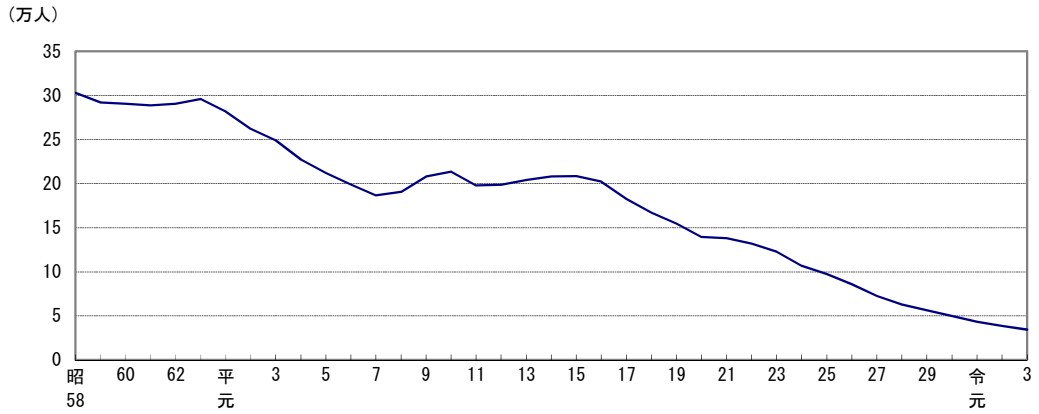
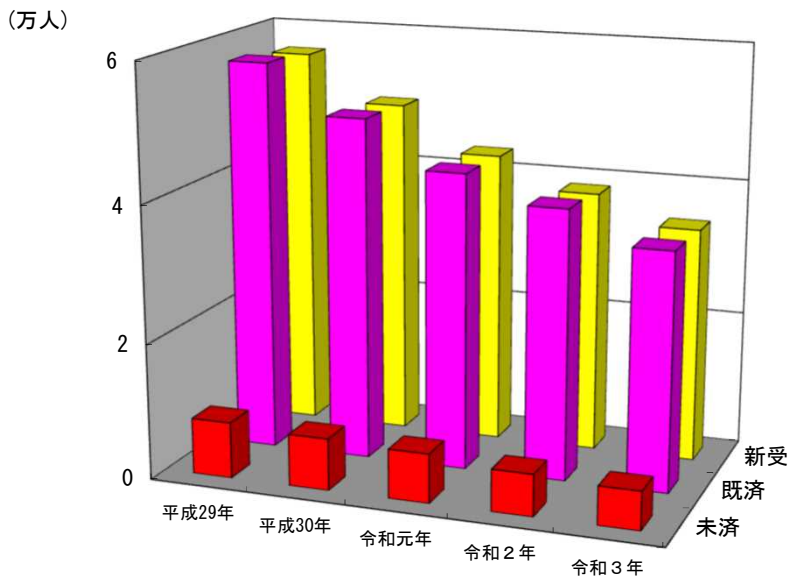


表2 一般保護事件の最近5年間の推移 (人員)

年次	新受	(指数)	既済	未済
平成29	56 386	100	57 325	8 326
平成30	49 599	88	50 238	7 687
令和元	43 066	76	43 474	7 279
令和2	38 547	68	39 627	6 199
令和3	34 472	61	34 973	5 698

図3 一般保護事件の新受・既済・未済人員の推移



## 2 審理期間

令和3年の一般保護事件の既済事件の審理期間を見ると、6月以内までが95.4%を占めている(表3)。

表3 一般保護事件の既済事件の審理期間

審理期間	令和2年			令和3年		
	人員	構成比(%)	平均審理期間	人員	構成比(%)	平均審理期間
1月以内	4,372	23.2	3.1月	3,898	24.0	2.7月
3月以内	6,226	33.0		6,559	40.4	
6月以内	6,825	36.2		5,041	31.0	
1年以内	1,436	7.6		721	4.4	
1年を超える	12	0.06		21	0.13	

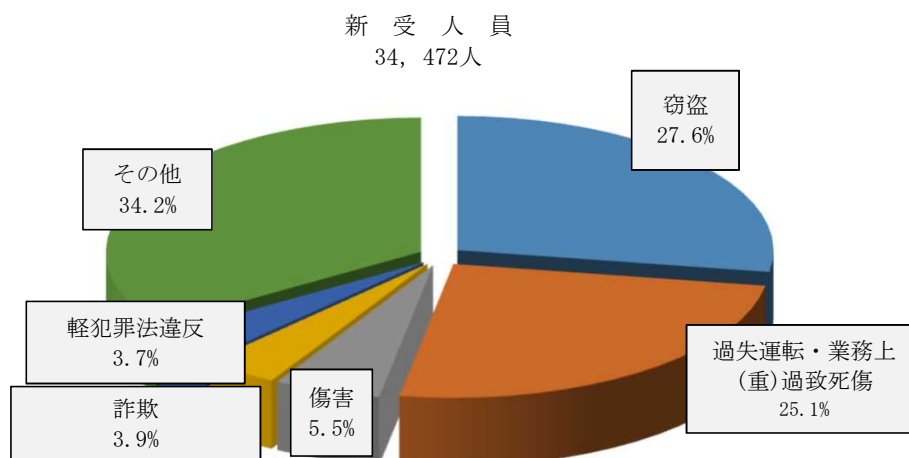
注1) 簡易送致事件、(無免許)過失運転致死傷事件、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱事件、車両運転による(業務上・重)過失致死傷事件、(無免許)危険運転致死傷事件、移送・回付で終了した事件及び従たる事件を除く。

注2) 平均審理期間を算出するときに用いる代表値は次のとおりである。  
1月以内(0.5)、3月以内(2)、6月以内(4.5)、1年以内(9)、1年を超える(18)

### 3 非行別の構成比

令和3年の一般保護事件の新受人員の構成比を非行別に見ると、上位5位は、①窃盗、②過失運転致死傷及び業務上(重)過失致死傷、③傷害、④詐欺、⑤軽犯罪法違反となっている(図4)。

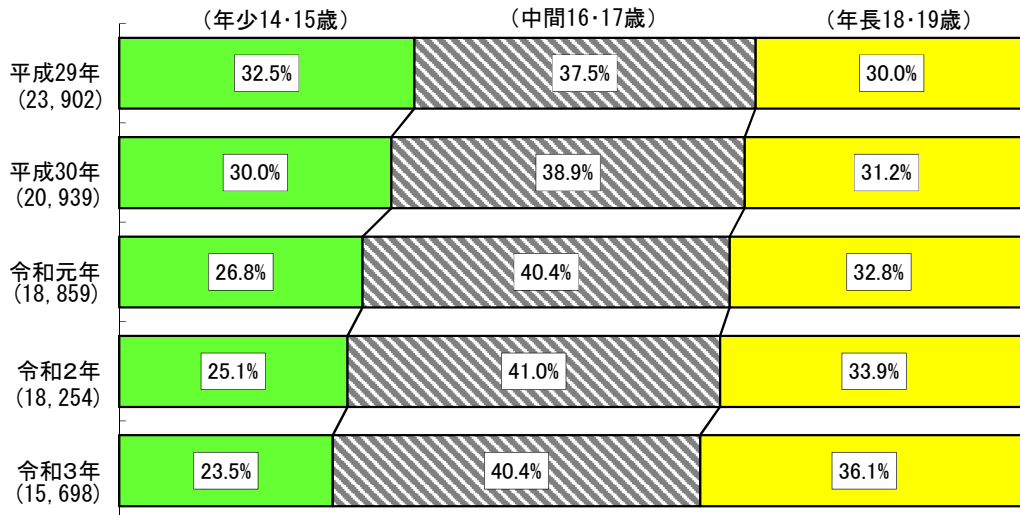
図4 一般保護事件の非行別新受人員の構成比



### 4 行為時年齢別の構成比

令和3年の一般保護事件の既済人員の構成比を行為時年齢別に見ると、令和2年と比較して、年少及び中間少年の割合が減少し、年長少年の割合が増加している(図5)。

図5 一般保護事件の行為時年齢別構成比



注1) 簡易送致事件、(無免許)過失運転致死傷事件、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱事件、車両運転による(業務上・重)過失致死傷事件、(無免許)危険運転致死傷事件、年齢超過による検察官送致、移送・回付で終局した事件、従たる事件並びに非行無し、所在不明等及びその他の事由による不処分又は審判不開始で終局した事件を除く。

注2) 行為時年齢が14歳未満、20歳以上の者及び年齢不詳の者を除く。

## 5 終局区分

令和3年の一般保護事件の既済人員の構成比を終局区分別に見ると、令和2年と比較して、保護処分、検察官送致及び不処分の割合が増加し、審判不開始の割合は減少している(表4)。

表4 一般保護事件の終局区分(人員)

年次	総数	保護処分	検察官送致	不処分	審判不開始	その他
平成29	57,325	11,431	1,242	12,142	23,471	9,039
構成比(%)	100.0	19.9	2.2	21.2	40.9	15.8
30	50,238	10,659	1,206	10,737	19,015	8,621
構成比(%)	100.0	21.2	2.4	21.4	37.8	17.2
令和元	43,474	9,658	1,129	9,162	16,268	7,257
構成比(%)	100.0	22.2	2.6	21.1	37.4	16.7
2	39,627	8,822	983	7,025	15,764	7,033
構成比(%)	100.0	22.3	2.5	17.7	39.8	17.7
3	34,973	7,979	905	6,665	13,225	6,199
構成比(%)	100.0	22.8	2.6	19.1	37.8	17.7

## 第3 道路交通保護事件

### 1 新受・既済・未済人員数

道路交通保護事件の新受人員は、令和3年は1万1401人であり、令和2年と比較

すると、11.9%の減少を示している（表1）。

なお、昭和58年以降の新受人員の推移は図6、新受・既済・未済人員の直近5年間の推移は表5、図7のとおりである。

図6 道路交通保護事件の新受人員の推移

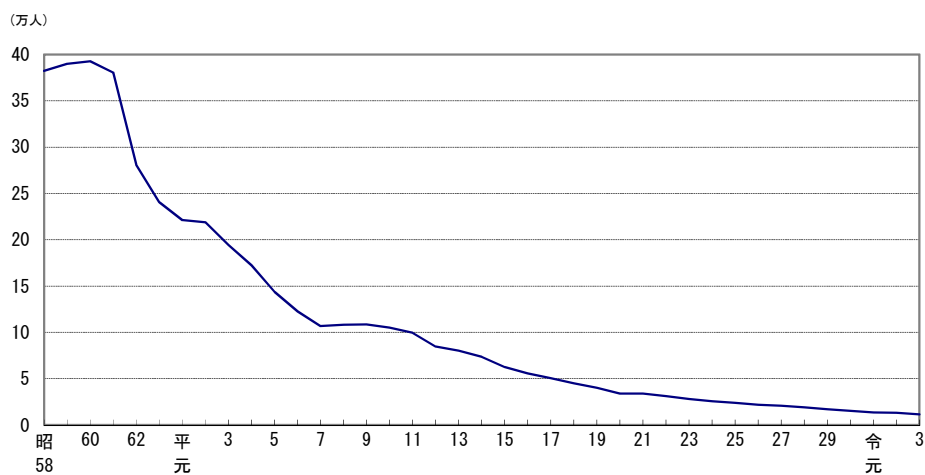
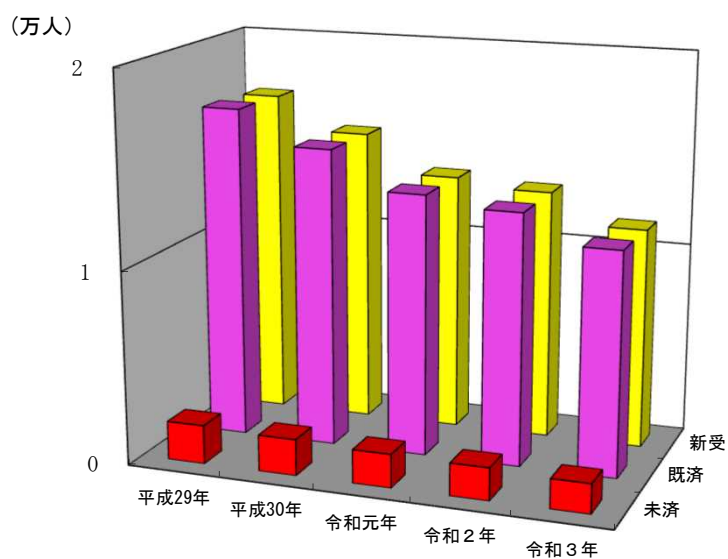


表5 道路交通保護事件の最近5年間の推移 (人員)

年次	新受	(指数)	既済	未済
平成29	16 967	100	17 116	2 010
平成30	15 270	90	15 398	1 882
令和元	13 342	79	13 485	1 739
令和2	12 938	76	12 992	1 685
令和3	11 401	67	11 553	1 533

図7 道路交通保護事件の新受・既済・未済人員の推移



## 2 終局区分

令和3年の道路交通保護事件の既済人員の構成比を終局区分別に見ると、令和2年と比較して、保護処分及び検察官送致の割合が増加し、不処分及び審判不開始の割合は減少している（表6）。

表6 道路交通保護事件の終局区分（人員）

年次	総数	保護処分	検察官送致	不処分	審判不開始	その他
平成29	17 116	5 431	2 757	1 309	5 113	2 506
構成比(%)	100.0	31.7	16.1	7.6	29.9	14.6
30	15 398	4 710	2 378	1 118	4 834	2 358
構成比(%)	100.0	30.6	15.4	7.3	31.4	15.3
令和元	13 485	4 327	2 185	989	4 135	1 849
構成比(%)	100.0	32.1	16.2	7.3	30.7	13.7
2	12 992	3 984	1 983	901	4 269	1 855
構成比(%)	100.0	30.7	15.3	6.9	32.9	14.3
3	11 553	3 844	1 857	705	3 615	1 532
構成比(%)	100.0	33.3	16.1	6.1	31.3	13.3

## 第4 利用上の注意

- 1 統計表の数値は、全て人員である。
- 2 道路交通保護事件とは、道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件である。
- 3 数値は、令和4年6月末日現在でそれまでに報告があった数値を基準に取りまとめたものである。
- 4 数値は、四捨五入していることがあるため、図表の割合の合計が100%とならない場合がある。
- 5 数値は、司法統計年報の公表後、異同訂正が生じることがある。